

134 借受図書返却に付卒業生へ忠告及達

〔明治十五年六月二十九日〕

兼而借受相成居候本学ノ書籍ハ図書館規則第二十三条但書ニ準
シ学位ヲ受ル前ニ悉皆返納可有之若シ学位授与式ノ前日迄ニ猶
故ナク完納無之時ハ学位授与延引可相成哉ト存候条為念此旨拙
者及忠告候也

明治十五年六月廿九日

別紙人名宛各通

各部長名

文	天野為之
文	有賀長雄
文	高田早苗
理	澤辺春水
同	橋 桶三郎
法	渡辺安積
同	山田喜之助

右ハ第四年学生姓名宿所取調御廻し申候也

十五年六月廿九日

寄宿課

庶務課御中

1) 兼而借受相成居候書籍返納之義ニ就キ及忠告置候処于今返納相成ラザル分有之候右ハ其節申入候通返学位記授与前日迄故ナク完納無之時ハ屹度処分ニ有之卜存候条為念此旨再応及忠告候也

明治十五年七月五日

三学部長姓名

法学 井原師義 土方 寧

〃 三和親本 〃 砂川雄俊

理学 橋 桶三郎 文学 有賀長雄

〃 山田一郎 法学 岡山兼吉

去年之分未タ返納セザル者

法学 砂川雄俊 井原師義

理学 熊倉恭三 〃 長崎 桂

〃 沢邊春水 〔文学〕 〔朱書〕 〔有賀長雄〕

駿河台東紅梅丁二番地 山岡方 井原師義

錦町一丁目十番地 橋方 土方 寧

右同所 三和親本

牛込岩戸町四番地 菊池方 砂川雄俊

本郷〔本〕元町四十七番地 橋 桶三郎

富士見町一丁目三十四番地 丹方 有賀長雄

淡路町一丁目七番地 岡田方 山田一郎

〃 〔抹消〕 〔砂川〕岡山兼吉

下六番町十六番地 熊倉恭三

今川小路一丁目四番地 福岡卜申下宿 長崎 桂

小川町四十一番地 野上方 沢邊春水

右宿所御取調ヲ乞フ

別紙之通御達相成候条此段申進候也

明治十五年八月八日

東京大学庶務課

有賀長雄殿

井原師義殿

砂川雄俊殿

土方 寧殿

〔朱書〕 〔各通〕

総理 教務課 〔富塚恂〕 〔花押〕 庶務課 〔不明〕 〔市川寛繁〕

同心得 図書課 〔田中稻城〕 〔池田保光〕

同補助 幹事 〔服部一三〕 〔花押〕

部長

部長

本学年卒業学生ニ図書返納之義ニ付御達案

従来借受之図書明九日中返納不致候向ハ明後十日卒業証書ハ授与可致候得共仮学位記ハ授与不致候条此旨為念達置候事

与可致候得共仮学位記ハ授与不致候条此旨為念達置候事

明治十五年七月八日

東京大学

〔欄外注記一〕

〔朱書〕 〔送達済〕

〔欄外注記二〕

〔朱書〕 〔七月四日直ニ本人エ催促ス〕

〔文部省在復附学位授与式関係書類〕 明治十五年分五冊之内戊号、㊦A47

〔欄外注記2〕